

市民意見の募集結果

小田原市いこいの森条例及び小田原市いこいの森条例施行規則の一部改正案に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市いこいの森条例及び小田原市いこいの森条例施行規則の一部改正
政策等の案の公表の日	平成24年11月20日（火）
意見提出期間	平成24年11月20日（火）から平成24年12月19日（水）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	2件（1人）
インターネット	人
ファクシミリ	人
郵送	1人
直接持参	人

※ 今回の改正の内容とは違う趣旨の意見を10件（5人）いただきました。

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	1
C	今後の検討のために参考とするもの	1
D	その他（質問など）	

〈具体的な内容〉

(2) バンガローの開場期間に関すること

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方 (政策案との差異を含む。)
1	バンガローの開場期間 (4月～6月、9月～10月) の開場条件を土、日、祝日のみとし、人数の下限も明記すべき。	B	4月～6月、9月～10月のバンガローの開場期間は原則として土曜日、日曜日及び祝日と考えていますが、平日でも指定管理者が人件費等の経費を考えたうえで開場してよいと判断をすれば、問題は無いと考えます。同様に利用下限人数も指定管理者に一任をしたいと考えます。

(3) シャワー棟の開館期間に関すること

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方 (政策案との差異を含む。)
1	シャワーの利用時間が現在は午前9時から午後9時30分までとなっているが、午後4時から午後9時30分とすべき。	C	人数は少ないですが昼間のシャワー利用希望者もいるため、利用時間の変更はサービスの低下に繋がると考えます。そのため利用時間は現在のままを維持すべきだと考えます。

4 提出意見と関係なく変更した点

	政策案との差異	市の考え方
1	林間キャンプ場の使用時間を午後1時から翌日午前10時までとします。	バンガローの設置に伴い、林間キャンプ場の使用時間をバンガローの使用時間と同じにします。
2	バンガローの使用期間を7月21日から8月31日までとします。	バンガローの使用期間を小中学校の夏休み期間である7月21日から8月31日までとします。